

経営首脳者セミナーのご案内

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

～フリーランスとの取引に関する新しい法律～

近年、多様な業種でフリーランスとして働く方が増え、社会経済に様々なメリットがある一方で、フリーランスの方々に関するトラブルの増加が問題となっています。これを受けて、令和5年5月12日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化法等）」が交付され、昨年11月1日に施行されました。

建設業の場合には、具体的には一人親方などと取引する工務店などの発注事業者が自社が建設する住宅の外構工事を委託しているところ、施工の単価を改訂する際、十分協議することなく、一方的に単価を決定し、通常の単価を大幅に下回る報酬の額を定めるなどの買いたたきとなる行為は規制されます。

今後の建設業者にも大きくかわかる問題ですので、経営首脳者・安全衛生担当者のみならず、**契約担当者にもぜひ参加していただきたい内容**です。なお、このセミナーには、無料で参加できます。

～電子申請の義務化についても～



この報酬で
お願いね



そんな…
これは安すぎる

じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第45号）が令和6年3月18日に公布され、令和7年1月1日から、労働者死傷病報告等、労働安衛関係の一部の手続きにおいて、電子申請が原則義務化されることとなりました。

また、これに伴い、労働者死傷病報告については、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、その報告事項が改正されることとなります。

日 時 令和7年3月6日（木）13時30分から16時55分まで

開催場所 建設会館講堂 横浜市中区太田町2-22

開催内容 ① 建設業における監督行政、働き方改革について

② 建設業の労働災害防止に向けた取組について

③ 建設業における健康確保対策と化学物質等による健康障害防止対策について

①～③まで神奈川労働局労働基準部担当部署課長からの講演のほか以下の特別講演があります。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律について（一人親方等との取引条件適正化）

講師 神奈川労働局雇用環境・均等部・指導課 岩楯大佑氏

人材の高齢化に備える健康管理のために

講師 独立行政法人労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合センター

労働衛生専門職 新名早苗氏

セミナーは無料です。下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX等により

令和7年2月28日（金）までにお申し込み下さい。

申込先 建設業労働災害防止協会神奈川支部 電話 045-201-8456

FAX 045-201-7735 メール uketuke@kensai boukanagawa.com

経営首脳者セミナー参加申込書

分会名	会社名	お名前
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()